



マイナンバー

特定医療費（指定難病）支給認定に必要な書類の省略についてのお知らせ

平成29年11月13日より、マイナンバーによる行政機関の間で情報のやりとりが開始されました。難病の医療費助成の申請には、住民票と所得課税証明書が必要なくなりました。申請に必要なものは、保健所に備付けの申請書と保険照会同意書のほか、下記のとおりです。

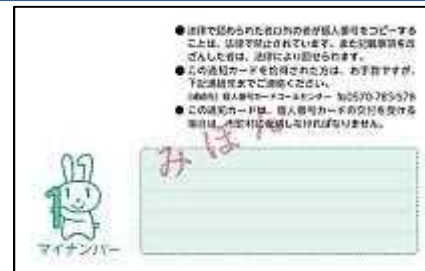
申請に必要なもの または のいずれか

- (1) 本人の通知カード
 - (2) 本人の運転免許証またはパスポートや障害者手帳等
- 1セット

通知カードのみほん
平成27年末頃ご自宅に届いているものです。



(表面)



(裏面)

運転免許証、パスポート、障害者手帳等がない場合は、保険証と年金手帳等の書類を2つ以上お願いします。

(1) 本人の個人番号カード(認定後の次年度更新手続等に便利です。)

個人番号カードのみほん
通知カードについている申請書で無料で交付されるものです。一枚で本人確認と個人番号の確認ができますので、便利です。



(表面)



(裏面)

代理人による申請の場合に必要なもの

- (1) 代理権確認のためのもの（委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本、本人の保険証等）
- (2) 代理人身元確認のためのもの（代理人の個人番号カードや運転免許証、パスポート等）
- (3) 本人の個人番号確認のためのもの（本人の通知カードの写し、本人の個人番号カードの写し）

裏面へつづく

申請に必要なもの

本人と同じ医療保険に加入の世帯員の個人番号

(1) 社会保険・共済の場合は被保険者の個人番号

(2) 国民健康保険・後期高齢の場合は同一保険加入世帯員全員分の個人番号

保険証の写し（本人と上記の世帯員分）

臨床調査個人票（指定医の先生が作成する診断書です。）

生活保護受給証明書（生活保護を受給されている場合）

本人の前年の障害年金等 が確認できる年金証書等（以下の場合は不要）

・市町村民税が課税されている世帯の場合

・本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円を超える場合

障害年金等の種類は申請書裏面に一覧表があります。

提出先一覧

住民票のある市町村の管轄保健所へお願いします。

東部保健所	0977-67-2511	別府市大字鶴見字下田井14-1	管轄	別府市、杵築市、日出町
東部保健所国東保健部	0978-72-1127	国東市国東町安国寺786-1	管轄	国東市、姫島村
中部保健所	0972-62-9171	臼杵市大字臼杵字72-34	管轄	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	097-582-0660	由布市庄内町柿原337-2	管轄	由布市
南部保健所	0972-22-0562	佐伯市向島1-4-1	管轄	佐伯市
豊肥保健所	0974-22-0162	豊後大野市三重町市場934-2	管轄	竹田市、豊後大野市
西部保健所	0973-23-3133	日田市田島2-2-5	管轄	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	0979-22-2210	中津市中央町1-10-42	管轄	中津市、宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165	豊後高田市高田39	管轄	豊後高田市
大分市保健所	097-535-7710	大分市荷揚町6-1	管轄	大分市

